

令和7年度第1回 新潟市交通安全対策会議 会議録

開催日時	令和7年7月8日（火）午後2時00分～午後3時15分
場 所	新潟市役所 本館3階 対策室
出席者	別紙「新潟市交通安全対策会議出席者名簿」のとおり
内 容	1 開会 2 会長あいさつ（市民生活部長代読） 3 報告・意見交換 □ 事務局（市民生活課 安心・安全推進室 室長 吉井 崇） 委員の出欠状況についてご報告いたします。資料2の出席者名簿をご覧ください。会長・委員・特別委員16名の方にご出席いただいております。 本会議は「新潟市附属機関等に関する指針」により公開させていただきます。 また、会議録作成の関係から会議内容を録音させていただきますことをご了承ください。 なお、本日は新潟日報社から取材が入っています。そのことから、個別に撮影や録音をさせていただきます。あわせて、ご了承をお願い致します。 それでは会議に移ります。本来ですと会長である市長が議長を務めることとなっておりますが、本日は会長が所用により欠席のため、市民生活部長が議長を務めさせていただきます。 それでは、斉藤部長お願いします。 □ 議長（市民生活部 部長 斉藤 淑子） 会長の代理で議長を務めさせていただきます市民生活部長の斉藤です。 どうぞよろしくお願いいたします。 日頃、新潟市の交通安全施策の実施につきまして、ご協力いただき、改めまして、この場をお借りして感謝申し上げます。また、本日はお忙しいところご出席いただき、感謝申し上げます。 本日のこの会議におきましては、議決事項はございません。 各機関から事業に関するご説明をいただき、交通安全にかかる各種活動について、情報共有を図りたいと考えております。 その後、事務局から第12次新潟市交通安全計画の策定に向けて説明を行うという内容で進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、お手元の次第に従いまして、「3 報告・意見交換」に進みます。 「（1）令和6年度新潟市交通安全実施実績」につきましては、資料4を事前に送付しておりますので、時間の都合上、書面での報告とさせていただきます。 「（2）令和7年度新潟市交通安全実施計画」につきまして、事務局より総論について説明した後、事前をお願いしておりますが、各関係機関の皆様からそれぞれ所管されている事業の概要を順にご説明をいただきます。 それでは、事務局より説明をお願いいたします。

□ 事務局（市民生活課 安心・安全推進室 主事 小泉 祐太）

事務局の市民生活課安心・安全推進室の小泉と申します。

資料5、令和7年度新潟市交通安全実施計画の総論について、主なものを説明いたします。

まず、1ページ目をご覧ください。「1交通事故の現状」についてです。

令和6年中の新潟市内における交通事故は、発生件数が1,191件、死者数は12人でした。

死者の状態別では、歩行中に6人の方が被害に遭っています。

また、死者12人の内、半数の6人の方が65歳以上の高齢者であり、歩行者及び高齢者に対する交通安全対策が喫緊の課題となっております。

次に、2ページをご覧ください。環境への配慮や健康志向の高まりなどから自転車の利用が見直されている中、自転車利用者の交通ルールの遵守やマナー向上を求めるご意見が寄せられています。

自転車の交通事故件数は、発生件数は昨年と同数の177件で、死者はいませんでした。

自転車の交通違反が事故原因となっている事例もあることから、引き続き自転車利用者に対する広報啓発活動を強化し、交通ルールの遵守やヘルメット着用の推進を図る必要があります。

本市では、第11次新潟市交通安全計画で定めた最終目標を達成するため、引き続き、関係機関・団体の皆様と連携を図りながら、総合的な交通事故防止対策を推進していきたいと考えております。

続きまして、3ページをご覧ください。

「2重点施策」についてご説明いたします。

始めに「(1) 高齢者の交通事故防止」についてです。

先程も申し上げたとおり、死者数に占める高齢者の割合が高止まりの傾向となっております。

高齢社会の進行とともに、高齢者が関与する交通事故のさらなる増加が懸念されることから、交通安全施設等の整備と併せ、参加・体験・実践型交通安全教育の充実や高齢運転者に着目した安全運転サポート施策を推進していきます。

次に「(2) 歩行者の安全確保及び自転車の安全利用の推進」についてです。

歩行者と自転車利用者の安全確保に向け、通学路や生活道路等の身近な道路の安全性を高め、快適な通行空間を確保するための環境整備及び交通安全教育等の事故防止対策の充実を図っていきます。

最後に「(3) その他の課題」です。

まず、シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底についてです。

シートベルトの正しい着用は、交通事故時の被害軽減に欠かせないことから、あらゆる機会を通じて、全席シートベルト着用を広報するとともに、チャイルドシートについても、正しい使用による被害防止、軽減効果について、広

	く周知していきます。 次に、飲酒運転の根絶です。 飲酒運転は、死亡事故などの重大事故を引き起こす要因となる悪質な犯罪ですが、本市では、令和6年中に発生した飲酒事故が18件発生しており、飲酒運転の根絶には至っておりません。 飲酒運転の危険性や責任の重大性について、継続して周知を図り、家庭や職場、飲食業界等が一体となって、飲酒運転根絶に向けて努力を続けていきます。 総論についての説明は以上となります。 □ 議長（市民生活部 部長 斉藤 淑子） 続きまして、具体的な施策について、4ページ以降の「重点施策」及び「分野別の施策」のうち、各機関から主な施策について、ご説明いただきたいと思います。 恐れ入りますが、資料2の出席者名簿の右側の計画説明に該当される11機関の皆様から、ご説明される箇所のページをお示ししていただき、ご説明をお願いします。 ご説明される際は、座ったままでお願いいたします。 なお、ご質問等につきましては、関係機関からのご説明が全て終了した後に、別途お時間をお取りする予定となっております。 始めに、新潟市市民生活課所管事業から説明させていただきます。 □ 新潟市市民生活課 課長 平野 実穂子 委員代理 市民生活課の課長の平野と申します。 それでは、当課所管の事業について主なものをご説明いたします。 始めに資料5「令和7年度新潟市交通安全実施計画」の4ページをご覧ください。 「第1章 高齢者の交通事故防止」のうち、「(2) 高齢運転者対策の推進」から説明していきます。 高齢者安全運転サポート事業として、動画を用いた危険予測トレーニングや自身の運転を振り返る交通安全プログラムのほか、身体能力の変化を認識できる俊敏性測定やサポカー試乗などを行う体験型の交通安全教室、自動車学校と連携した技能講習会を実施して、高齢ドライバーの方の安全運転に対する意識向上を図ります。 昨年度は市内16カ所で実施し、本年度も昨年度同様、市内において体験会を実施します。 次に、4ページ下段をご覧ください。 高齢者の運転免許証返納の支援として、平成22年1月から「高齢者運転免許証返納サポート事業」を実施しています。 免許証の返納にあわせて取得いただける運転経歴証明書の提示によって、区バスの半額乗車や、タクシー事業者からのご協力によるタクシー運賃の1割引乗車の支援が受けられます。 次に、7ページをご覧ください。
--	--

	「第2章 歩行者の安全確保及び自転車の安全利用の推進」「3 教育・啓発の推進」についてです。 「(1)効果的な交通安全教育の推進」については、交通安全の啓発事業を行っている各区役所交通安全担当課と市民生活課が中心となり、各年齢層に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進します。 また、児童・生徒などの自転車利用者への指導を継続して実施するほか、チラシ配布等を通じて、安全な道路の通行方法や、自転車安全利用五則、自転車保険加入やヘルメット着用などを啓発します。 続いて、「(2)交通安全運動を通じた意識啓発」として、各季の交通安全運動等の実施にあたっては、運動の重点や広報活動等をまとめた実施要綱を作成し、広く市民に運動を周知し、運動の充実を図ります。 次に、8ページ「第3章 その他の課題」の「1 シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底」をご覧ください。令和6年中の県内のシートベルト着用率は、一般道で運転席が99.6%、後部席が58.5%と全席着用が徹底されていません。 また、チャイルドシート使用率は82.0%と全国平均である78.2%を上回っているものの、使用の徹底がなされていない状況です。 着用の徹底を図るために、ホームページ等による広報をはじめ、交通安全教室や街頭広報など、あらゆる機会を捉えた広報に努めます。 次に、9ページの「2 飲酒運転の根絶」をご覧ください。 飲酒運転は、判断力の低下等により、重大な交通事故を引き起こす要因となりますが、本市においても、毎年、飲酒運転による交通事故が発生しており、飲酒運転の根絶には至っていません。 今月22日から始まる夏の交通事故防止運動をはじめとした各季の交通安全運動や、12月に実施する飲食店訪問等を通じて、飲酒運転は、ドライバーだけでなく、車両やお酒を提供した者、同乗者にも責任があることを注意喚起し、飲酒運転をしない、させない、許さない環境づくりを呼びかけます。 次に、17ページの「第2章 交通安全思想の普及徹底」をご覧ください。交通安全教育について年齢層別に21ページまで記載しており、実施にあたっては、参加・体験・実践型の交通安全教育の充実を図り、交通事故に遭わない、起こさないという意識が、市民一人ひとりに普及するよう努めます。 次に、18ページ、中ほどの「交通安全帽の交付」をご覧ください。 これは、新潟県、日本赤十字社新潟県支部と共同で、小学校の新入学児童全員に交通安全の黄色い帽子を交付する事業です。 黄色い帽子を通じて、児童には人命の尊さを、ドライバーには慎重な運転を意識していただくとともに、帽子の着用により視認性を高め、児童の交通事故防止を図るものです。 次に、21ページの「2 交通安全に関する普及啓発活動の推進」をご覧ください。 「(1)安全意識・保護意識の啓発促進」です。
--	--

	交通安全運動や交通安全教室などの機会を捉え、自転車安全利用五則等の交通ルールへの遵守や県の自転車条例施行による自転車損害賠償責任保険等の加入義務化、道路交通法改正によるヘルメット着用の努力義務化を周知啓発するほか、横断歩道における歩行者優先や安全な横断方法に関する広報啓発に努めます。 次に、25ページの「4 家庭・学校・地域等における交通安全意識の高揚」をご覧ください。 「(1) 交通安全運動等の推進」については、各運動や月間を捉え、関係機関・団体と連携のうえ、広報啓発活動を推進するほか、各種媒体を活用した集中的な広報を実施します。 次に「(2) 家庭、学校、地域等と一体となった交通安全教育の推進」です。 交通安全運動の実施要綱や交通事故概況等の資料を定期的に提供するほか、交通安全活動の推進を目的とする記載の団体に対して、活動支援の一環として補助金を交付し、主体的な活動を促進していきます。 次に26ページの「(3) 効果的な広報啓発の推進」です。 交通事故を防止するには、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図ることが重要です。 各種広報媒体を活用した全市的な広報と併せ、地域FMや防災行政無線といった地域特有の広報媒体を活用した広報に努めます。 次に「(4) 交通安全功労者の表彰」についてです。 さらなる交通安全活動の促進を図るため、交通安全活動を長年続けてこられたボランティアの皆様や事業所などの団体に対し、その実績をたたえます。 本年度は、10月30日の開催を予定しています。 最後になりますが、28ページの「第4章 交通事故被害者等対策の推進」の「1 交通事故被害者等支援の充実」をご覧ください。 「(1) 交通遺児等の支援」について、ページ下段をご覧ください。 当課が事務局である新潟市交通対策協議会では交通遺児等激励事業を実施しており、交通事故で保護者を亡くした、または、保護者が重度の後遺障害を負った中学生までの子どもに対し、激励金の贈呈や研修旅行の実施などの支援を行います。 次に29ページの「(2) 自助グループ活動の支援」についてです。 交通事故遺族が集まり、話し合いを通じて、問題の解決や克服を図る自助グループ活動の開催を支援します。本年度も2カ月おきに計6回の開催を予定しています。 最後に「(3) 新潟県交通災害共済の加入促進」についてです。 交通事故被害者の相互救済制度である交通災害共済の周知に努め、加入促進を図ります。 今ほどの説明にありましたものが、資料でもお配りさせていただいております。 以上で、市民生活課が所管する事業の説明を終わります。
--	--

□ 議長（市民生活部 部長 斉藤 淑子）

ありがとうございました。

続きまして、国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所様お願いいたします。

□ 国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所 所長 大谷 江二 委員

新潟国道事務所です。

資料の10ページをご覧ください。

私どもで管理しております道路の中で、国道7号、8号、49号、116号、とあり、これらの路線で2つの対策を行います。

1つが交通事故対策として、交差点の改良を行うのが4箇所の予定となっております。

これは継続して実施しており、今年度で終了するというものではなく長期的なものとなります。

2つめが、道路の区画線の補修となり、年間を通じて点検しながら進めてまいります。

今年度は6.7kmの補修等を予定しております。

新潟国道事務所の事業は以上です。

□ 議長（市民生活部 部長 斉藤 淑子）

ありがとうございました。

続きまして、国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局様、よろしく願いいたします。

□ 国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局

首席運輸企画専門官 神田 美緒 委員代理

新潟運輸支局の神田と申します。よろしくお願いします。

資料22ページ、「(3) 車両の安全性の確保に向けた取り組みの推進」といたしまして、2点を重点項目として実施してまいります。

重点項目の1点目が不正改造車の排除として、暴走族等による不正改造車や過積載の目的とした不正改造車を排除し、自動車の安全運転の確保及び公害の防止を図るため、6月を不正改造車を排除する運動の強化月間として取り組んでおります。

具体的な取組としては、警察様や独立行政法事自動車技術総合機構様、軽自動車検査協会様と連携し、車関係のイベント時や街頭検査時において不正改造車の取締り及び指導2回実施いたします。

なお、今月も週末に深夜街頭検査を実施する予定となっております。

その際、保安基準に適合しない車につきましては、その場で整備命令書を交付しており、昨年度の実績は検査台数38台のうち不正改造車28台に対して整備命令書を交付いたしました。

この他、整備主任者研修、自動車検査員研修を通じて不正改造の防止の指導を徹底してまいります。

重点項目の2点目、自動車点検整備の推進については、自動車ユーザーの保守管理意識の高揚と点検整備の適切な実施の推進を図ることを目的として、

	9月、10月を推進運動月間といたしまして、チラシ、ポスター等を用いた広報活動やマイカー相談所の開設、点検フェア等のイベントを通じて自動車の保守管理に関する啓発を行っております。 昨年はデッキー401でこれらのイベントを開催しており、今年も市内にて開催予定となっております。 また、整備管理者研修、自動車運送事業者監査等を通じて車両管理の指導を行い、自動車の保守管理に関して意識高揚に向けた取組を行ってまいります。 以上となります。 □ 議長（市民生活部 部長 斉藤 淑子） ありがとうございました。 続きまして、新潟県総務部様お願いいたします。 □ 新潟県総務部県民生活課 交通安全対策室長 金塚 傑之 委員代理 新潟県総務部県民生活課交通安全対策室の金塚と申します。 よろしくをお願いいたします。 資料の4ページをご覧ください。 「(1) 高齢者の交通安全教育の充実」のうち、県民運動いきいきクラブチャレンジ100の実施、広報、支援です。 新潟県交通安全協会様との共催事業となります。 同事業は、65歳以上の方が5人1組でチームを組み、9月23日から年末までの100日間交通事故に遭わない、起こさないを实践する県民参加型運動として、多くの方から参加していただき、交通安全意識を高めたいと考えております。 続きまして、11ページ下段をご覧ください。 「(1) 歩道・自転車走行空間・交通安全施設等の整備及び交差点の改良」のうち安全安心緊急施設整備事業となります。 年度予算は約2500万円で、今年度の第一期事業として、県内7箇所の整備対策を執行予定であります。 新潟市内については、中央区の和合町地内の1箇所で停止線を移動するなどの対策を予定しており、今後、残予算の範囲内で第2次の対策を推進してまいります。 続いて、18ページをご覧下さい。 児童生徒の交通安全教育のうち、交通安全帽の交付について県も必要な経費を支出しております。 続きまして、24ページの交通安全指導者の養成をご覧ください。 県が実施する各種研修会について、「ア幼児交通安全教育指導者研修」は、10月、11月にかけて県内4会場で開催し、「イ交通指導員研修会」は8月に県内2会場で開催いたします。 続きまして、28ページをご覧ください。 「1交通遺児等の支援」です。これは当課が事務局をしております公益財団法人新潟県交通遺児基金の事業となります。 支援対象は、高校卒業するまでの18歳以下の方を交通遺児と認定して支援等を実施しております。
--	--

	事業内容のうち、交通安全推進事業については、令和5年度から開始したもので、交通安全啓発動画を制作し、県民の交通安全意識を高めることにより、新たな交通遺児を出さないための事業となります。 最後に29ページをご覧ください。 「2交通事故相談の充実」です。民間保険会社の勤務歴のある相談員1名により、交通事故相談所を運営しています。 新潟県の所管事業の説明は以上となります。 □ 議長（市民生活部 部長 斉藤 淑子） ありがとうございました。 続きまして、新潟県警察本部交通部様お願いいたします。 □ 新潟県警察本部交通部交通企画課 交通総合対策室長 高橋 克行 委員代理 警察本部交通企画課交通総合対策室の高橋でございます。 よろしくお願いいたします。 この機会を活用させていただき、まず初めに皆様にお配りしました資料の6月末の交通死亡事故発生状況について説明をさせていただきます。 資料上段に本年6月末の県内における交通事故件数を掲載しております。 発生件数、負傷者数は前年と比較いたしましてほぼ1割減、死者数につきましては24人と前年よりも2割減少という状況となっております。 下段に移りまして、交通死亡事故の特徴の上から3番目、事故類型別について、今年は車両単独事故で11人と全体の半数近くを占めており、前年に比べ増加している状況となっております。 また、事故類型別の下の特定期事故別に移りまして、65歳以上の高齢者が15人と全体の6割以上を占めております。さらにそのうちの12人が75歳以上の高齢者となっており、依然として高齢者が占める割合は高いものとなっております。 本県におきましては、交通事故死者のうち、高齢者の占める割合が全国平均を上回っておりまして、今後もさらに高齢化が進展することを踏まえれば、高齢者の交通事故防止対策が重要な課題となることは間違いのないといえます。 これを踏まえまして県警察の主な計画について説明いたします。 21ページの県警察が実施する高齢者に対する交通安全教育について、高齢者自身に加齢に伴う身体機能の変化が道路における報道に及ぼす影響について理解を深めてもらうため、歩行環境シミュレーター等の交通安全教育資機材を活用した参加体験型の交通安全教育を実施します。 また、本年からは交通事故防止と特殊詐欺被害防止を効果的に推進するため、年金支給日をシニア安全強化日として、交通部門と生活安全部門が連携し、高齢者の安全確保を目的に広報啓発活動を実施することとしております。 続きまして、2交通安全に関する普及啓発活動の推進、「(1)安全意識・保護意識の啓発促進の自転車の安全利用推進に関する広報」につきまして、自転車安全利用五則等の交通ルールの遵守や来年春から施行されます自転車違反者
--	--

へのいわゆる青切符制度を見据え、県警察では今年から新たにサイクルポリスを立ち上げております。

普段、白バイに乗っている交通機動隊員5名をサイクルポリスに指定して、各警察署と連携して各種イベントでの活動や、街頭活動を通じて自転車利用者に対する交通ルールの指導、広報啓発活動を行い自転車の安全利用の推進に努めております。

説明は以上となります。

□ 議長（市民生活部 部長 斉藤 淑子）

ありがとうございました。

続きまして、新潟市都市交通政策課の所管事業についてご説明をお願いします。

□ 新潟市都市交通政策課 課長補佐 内藤 基暢 委員代理

新潟市都市政策部都市交通政策課の内藤と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

14ページをご覧ください。

「3交通需要マネジメントによる交通事故防止対策の推進」(1)と(2)について説明いたします。

まず、「(1)公共交通の利便性向上と利用促進」について、新潟市は他都市に比べてもマイカー依存率が非常に高い状況でございます。

過度なマイカー依存から、街中、郊外ともに公共交通機関への移動転換を促す取組を進めながら、交通渋滞の緩和、そして交通事故の防止を図りたいと考えております。

自動車移動を見直しながら、公共交通や自動車などの環境や健康にも優しい交通行動への自発的な変化を促すために、バスの利用期間を創出するなど、公共交通のきっかけ作りに関する取り組み、そして65歳以上の方を対象としたバス運賃を半額にするシニア半割事業の実施、そして出前講座、モビリティマネージメントの推進、さらに情報発信などに取り組んでいきます。

次に「(2)地域における生活バス路線の確保」についてですが、郊外部においてはバスの利用者やバスの本数が少なく、特に高齢者や学生などにとっても必要不可欠な交通手段であることから、しっかりとバス路線の維持、確保に向けて、地域の実状やニーズを踏まえたバスの交通環境の整備や区バス、住民バスの支援、補助などに取り組んでまいります。これらの取り組みを進めることで、日常生活の充実とともに安全な交通手段の確保を図りながら、公共交通への利用転換から事故防止を進めていきます。

以上です。

□ 議長（市民生活部 部長 斉藤 淑子）

ありがとうございました。

続きまして、新潟市土木総務課の所管事業についてお願いいたします。

□ 新潟市土木総務課 係長 大滝 潤 委員代理

土木総務課の大滝です。よろしくお願いいたします。

資料の6ページをご覧ください。

「1歩行者及び自転車の安全の安全で快適な通行のための環境の整備」

「(1) 歩行空間の整備・改良」についてです。

通学路等の歩道整備等の推進につきまして、通学路の交通安全プログラムや全国で発生した痛ましい事故による通学路の合同点検に基づき、交通管理者、学校管理者と連携しながら、児童や幼児の通行における安全確保に努めます。

対策内容として、路肩や交差点のカラー化等により、歩行者通行の安全確保を図ります。

続いて「2 事故防止対策の推進」「(1) 自転車環境の総合整備」です。

令和5年度に改定した新潟市自転車利用環境計画に基づき、歩行者の安全確保と自転車の交通事故の削減のため、歩行者・自転車・自動車の適切な分離を図り、安全で快適な自転車利用環境を整備いたします。

原則、車道の左側通行を啓発する自転車走行空間の整備として青色矢羽根の路面標示を行います。

続きまして12ページをご覧ください。

「(2) ゾーン30プラスの推進による人優先の安心・安全な歩行空間の創出」です。

ゾーン30プラスについては、生活道路における車の最高速度30キロメートルに規制するゾーン30エリアの中で交通管理者と道路管理者が連携して車道の幅員を狭める柵や緩い盛り上がり設けるハンプなどを車の速度を抑制するための物理的デバイスを設置し、さらなる交通安全対策の推進を図ります。

今年度の整備計画として、秋葉区御幸町3丁目地区において、9月にゾーン30プラスを導入いたします。整備内容といたしましては、ハンプ2台の他、ゾーン30に関わる標識看板、路面標示、グリーンベルトを設置いたします。

続きまして13ページをご覧ください。

中段の「2 総合的な駐車対策の推進」「(1) 自転車駐車対策の推進」です。

こちらの事業につきましても新潟市自転車利用環境計画に基づき、放置自転車対策を進めております。

各駅の自転車駐輪場及び周辺道路に放置された自転車の整理撤去を行い、駐輪場利用の円滑化を推進いたします。

土木総務課の説明は以上となります。

□ 議長（市民生活部 部長 斉藤 淑子）

ありがとうございました。

続きまして、新潟市道路計画課の所管事業についてお願いいたします。

□ 新潟市道路計画課 技師 高橋 祐輝 委員代理

道路計画課の高橋と申します。

よろしくお願いいたします。

初めに資料10ページをご覧ください。

「(1) 歩道・自転車走行空間・交通安全施設等の整備及び交差点改良」のうち、下段の本市が管理をしております、補助国道・県道及び市道について、説明いたします。

内容といたしまして、歩車道分離と通学路の整備を重点に、歩道の設置、防護柵区画線などの施設の整備を計画的に実施するもので、各事業量は表に記載のとおりです。

10ページには補助国道・県道における事業量を示しています。

	歩道については、今年度は全3路線で合計240メートルの歩道の整備を予定しております。 また、区画線については今年度2路線で合計200メートルの整備を予定しております。 続いて11ページをご覧ください。 市道については歩道整備について全9路線で合計711メートルの整備を予定しております。 また、道路照明につきましては全2路線で7基の設置を予定しております。 これらの交通安全施設の整備を着実に推進し、通学児童をはじめとした歩行者、自転車の安全確保に努めます。 次に15ページをご覧ください。 「(3) 踏切道の交通安全対策の推進」についてです。 踏切事故は、一度発生すると重大な結果を引き起こすことから、道路管理者や鉄道事業者等の関係機関との連絡を密にし、効率的かつ総合的な対策を講じる必要があります。自動車の交通量が多く、歩行者・自転車の安全が十分に確保できていない踏切につきましては、集中する自動車交通の分散や歩行者・自転車の安全対策を検討してまいります。 道路計画課からは以上となります。 □ 議長（市民生活部 部長 斉藤 淑子） ありがとうございました。 続きまして、新潟市みどりの政策課の所管事業についてお願いいたします。 □ 新潟市みどりの政策課 主査 加藤 真由美 委員代理 新本日出席予定の渡辺の代わりに出席させていただいております加藤と申します。 資料16ページをご覧ください。 「(4) 子どもの遊び場等の確保」になります。 子どもの路上遊戯等による交通事故を防止するため、公園の整備を進めています。 今年度の整備予定箇所としては、街区公園地域にある身近な公園については、東区3箇所、中央区4箇所、江南区1箇所、秋葉区1箇所、西区2箇所の合計11箇所10,030平方メートルを整備する予定となっております。 緑地につきましては、中央区の信濃川やすらぎ堤緑地の整備を順次進めており、今年度は2,741平方メートルを新たに共用する予定です。 借地公園については、公園に隣接する道路整備に伴い少し面積が減少する予定となっております。以上の合計で13箇所12,707平方メートルを整備する予定となっております。 以上です。 □ 議長（市民生活部 部長 斉藤 淑子） ありがとうございました。 続きまして、新潟市教育委員会学校支援課の所管事業についてお願いいたします。 □ 新潟市教育委員会学校支援課 指導主事 渡邊 忍 委員代理 教育委員会学校支援課の渡邊と申します。
--	---

	よろしくお願いいたします。 資料の１８ページをご覧ください。 黄色いワッペン贈呈式を行っています。この黄色いワッペンは黄色い帽子とともに１年生の目印になっておりますし、交通事故防止に繋がっていると思っています。 子どもたちが交通事故に遭わず、毎日安全に通学してほしいという願いを込めて金融機関、保険会社の４社と連携いたしまして、市内に入学する新入学生に配布する予定にしています。 以上です。 □ 議長（市民生活部 部長 斉藤 淑子） ありがとうございました。 続きまして、新潟市消防局の所管事業についてお願いいたします。 □ 新潟市消防局警防課 装備係長 針貝 利一 委員代理 新潟市消防局警防課の針貝と申します。 資料の２７ページをご覧ください。 「第３章救助・救急活動の充実」「１救助・救急環境の整備拡充」といたしまして応急手当の知識普及・啓発活動ということで実施しております。 消防局では１１９番通報を受けて、様々な交通事故現場に出動し、救急及び救助活動を行っております。 救急出動において事故によって発生した傷病者に対し、円滑かつ適切に応急救置ができるように、また市民の皆様の安全確保を図るため、応急手当の講習会を各消防署にて随時開催しております。 消防局では、火災・救急救助の災害、事故に対しては、２４時間体制で対応しております。本市における昨年の救急出動は４６，４６９件で、そのうち交通事故による出動は１，８５２件であり、全体の３．９％を占めております。 また、火災を除いた救助活動におきましては１５７件で、そのうち交通事故４７件と全体の２９．９％を占めております。 応急手当講習会では、心臓マッサージ、ＡＥＤの取扱い方法、止血等の応急手当の方法等について、一般的に３時間程度の講習を行っております。 今後も火災はもとより交通事故における円滑な救急救助活動及び応急手当活動の普及啓発に努めてまいります。 消防局の所管事業については以上となります。 □ 議長（市民生活部 部長 斉藤 淑子） ただいま１１機関から令和７年度新潟市交通安全実施計画の主な施策についてご説明いただきました。昨年の実施実績の内容も含めまして、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。 ご意見・ご質問はないということで次に進みます。次第の３第１２次交通安全計画の策定について事務局より説明をお願いいたします。 □ 事務局（市民生活課 安心・安全推進室 主査 小山 勉） 第１２次新潟市交通安全計画の策定についてご説明します。 資料６と資料７をご覧ください。 資料６が第１２次計画の策定に向けた事務局の考え方をまとめたもので、資
--	---

	料7が計画策定のスケジュールとなります。 新潟市交通安全計画は本市の交通安全施策の基本計画として、昭和46年から11次にわたり策定してきたものです。11次計画の期間が令和7年度までであることから、第12次計画の策定に向けた現状や課題、考え方、スケジュールなどを委員の皆様と共有させていただければと思います。 まず、資料6についてご説明します。 「1現状・課題」の「(1)交通事故発生状況など」についてです。 参考資料として配布した令和6年新潟市交通事故概況に表やグラフも掲載していますので、併せてご覧ください。 また、先ほどの総論の説明と重複する部分もありますがご容赦ください。 令和元年から令和6年までの過去5年間の状況をみると、全国・県・市ともに、発生件数・死者数・負傷者数のいずれも減少傾向にあります。一方で、県や市の死者数は増加に転じている年もあります。 令和6年中の本市における事故の主な特徴については、8時から10時、16時から20時に多くの事故が発生しており、多くの人が動く通勤・通学の時間帯や夕暮れの時間帯の事故が多いことが分かります。また、65歳以上の高齢者が被害に遭う死亡事故が多く、令和6年は死者数の半数が高齢者でした。 一方で、高齢運転者事故の発生件数は減少しているものの、全事故の約4割を占めています。なお、本市を含む20の政令指定都市間で比較すると、人口1万人あたりの発生件数、負傷者数は最小となっています。しかしながら、死傷者数に占める死者の割合、いわゆる致死率は2番目に高くなっています。 ここまで説明した特徴については、令和元年から令和6年までの過去5年間でも概ね同様の傾向がみられます。 また、参考として、新潟県における交通安全関係調査の結果を掲載しました。シートベルト着用率、チャイルドシート着用率は全国平均を上回っています。 しかし、信号機のない横断歩道における停止率、これは、信号のない横断歩道において、横断中または横断しようとしている歩行者がいる場合は、車は一時停止して歩行者を横断させなければいけません。新潟県49.0パーセントと全国平均53.0パーセントを下回り、2台に1台ほどしか停止しないということになります。 次に、全国的なものが主ですが、近年の交通安全関係の出来事を掲載しました。 令和2年7月に、危険運転致傷罪の罰則が強化され、妨害運転いわゆるあおり運転などが罰則の対象となりました。 平成29年6月、神奈川県東名高速道路のあおり運転による夫婦が死亡した事故により、あおり運転の社会問題化を受けての法改正となります。 令和3年2月、大分県大分市で、時速194キロメートル対向右折車両と衝突する死亡事故が発生し、この事故を発端に危険運転致傷の適用要件が見直されることとなり、現在も議論は継続中です。
--	---

	令和3年6月、千葉県八街市で、下校中の児童の列に飲酒運転のトラックが衝突する死傷事故が発生し、全国的に大きく報道され、通学路における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶にかかる緊急対策が取られることとなりました。 令和4年5月には改正道路交通法が施行され、75歳以上の方の免許更新について認知機能検査、高齢者講習の一元化、運転技能検査の実施が必要となりました。 令和5年4月から自転車乗車用ヘルメット着用努力義務化、令和6年11月からは自転車運転中のながらスマホや酒気帯び運転などの罰則が整備され、自転車や電動キックボードなどの法改正がなされ、令和8年4月1日から自転車の違反に対して青切符での取り締まりが始まる情勢となっています。 続いて「(2) 計画の位置づけ」についてです。 本市の交通安全計画は交通安全対策基本法において都道府県交通安全計画に基づき策定する市町村交通安全計画にあたり、市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱とされています。 ちなみに、都道府県計画は国が設置する中央交通安全対策会議が作成する基本計画に基づいて作成されます。 このことから、本市の計画も国、県の計画を踏まえて策定することとなります。 計画の策定は努力義務ですが、本市においては新潟市交通安全対策会議条例において交通安全対策会議を設置し、その所掌事務として新潟市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進することを規定しています。 続いて「(3) 計画の策定状況」についてです。 本市では交通安全計画を11次にわたり策定しており、現行計画である第11次計画の期間は令和2年度から令和7年度までです。 第11次計画については、本日配布しておりませんが、委員就任依頼の際に送付しておりますのでご確認ください。 第11次計画においては、重点課題として、高齢者の交通事故防止などを掲げています。 また、分野別の施策を道路交通環境の整備、交通安全思想の普及徹底などを掲載しています。 なお、11次計画においては、令和7年までに年間の交通事故死者数を12人以下とする目標を設定しており、昨年の死者数は12人でした。 施策の実施状況についてはお手元の資料4令和6年新潟市交通安全実施実績をご参照ください。 次に「2 対応方針」です。 ここまで、交通安全に関する現状・課題や計画の位置づけ、策定状況について説明しましたが、本市の交通安全計画は今後、国が策定する第12次交通安全基本計画ならびに県が策定する第12次新潟県交通安全計画に基づいて策定するものとなります。 本市においても、国、県の計画策定にあわせて、令和7年度末までに、令和
--	---

8年度から12年度を計画期間とする第12次新潟市交通安全計画を策定します。

「(1) 計画策定の目的」については、交通安全対策をさらに推進するためには、交通環境の変化や道路状況などに適切に対応し、より実効性のある対策を計画的、重点的に実施する必要があります。本市をはじめ関係機関・団体と市民の皆様が一体となり、安心・安全な新潟市を目指すものです。

次に「(2) 計画に盛り込む施策」です。

第11次計画における施策を基に地域における交通環境や事故の状況、気象条件、産業構造などに応じた施策を盛り込むことを検討します。

また、高齢ドライバーの交通事故の割合が増加傾向にあることから、危険の発生を避ける補償運転やサポカーの普及啓発など、高齢ドライバーによる交通事故防止に取り組みます。

そして、特に高齢者が被害に遭う死亡事故が多いことから、夜間の交通事故を防ぐ夜光反射材やライトなどの普及啓発、横断歩道における歩行者保護意識の醸成など様々な機会を捉えた広報啓発に取り組みます。

その他、委員の皆様からいただくご意見を計画や施策に反映してまいりたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

次に、資料7計画の策定スケジュールについてです。こちらには計画策定に向けた今後のスケジュールを記載しています。

一番左側が国の基本計画策定スケジュールです。

右側2列が本市の予定となります。

委員の皆様には、主に本日のような会議に出席いただき、計画策定に向けたご意見をいただくこととなります。

会議は本日のほか、11月13日と年明け3月25日を予定しています。国や県の計画策定状況によっては変更になる可能性があります。11月の会議において計画の中間案を提示し、年明けに広く市民の皆様から意見を募集するパブリックコメントを実施したのち、3月の会議において計画の策定を完了したいと考えております。

その他、今後、計画の素案作成を進めていきますが、素案の作成にあたり、関係機関である1から6号委員の皆様を中心に資料の作成をお願いさせていただきます。

第12次計画の策定について説明は以上です。

□ 議長（市民生活部 部長 斉藤 淑子）

ただいま事務局から第12次新潟市交通安全計画の策定の説明が終わりましたので、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

ご意見・ご質問はないようですので次に進みます。

本日はせっかくの機会ですので、民間団体の7号委員、特別委員の皆様から、日頃の活動状況や団体の概要なども含めまして、ご紹介いただければと思います。

恐縮ですが、新潟県交通安全協会の仙田様から順によりしくお願いいたします。

□ **新潟県交通安全協会 専務理事 仙田 嘉昭 委員**

新潟県交通安全協会の仙田と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

県の協会の他、地区協会が県内30か所あります。独立した組織となりますが、それぞれ交通安全活動を実施しております。

会議中、新潟県様からお話がありました「いきいきクラブチャレンジ100」について、当協会でも実施しておりますのでご紹介させていただきます。

令和6年度の実施状況について、参加者が1万7,045人で、非常に多くの65歳以上の高齢者の方に参加いただきました。

参加者の無事故率は99.2パーセントと非常に高い割合となっており、このいきいきクラブチャレンジ100が高齢者の事故防止対策に効果があると感じております。

今後も皆様方と協力して交通事故防止活動に取り組んでまいります。

どうぞよろしくお願いいたします。

□ **日本自動車連盟新潟支部 事業課長 鈴木 健二郎 委員**

JAF新潟支部の鈴木と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

私どもでも各種交通安全活動を実施しているところであり、交通安全というに関心ある方には意識を向けてもらえますが、関心が薄い方もおりますので、全ての人に響かせるというのはとても難しいことだと感じております。

その中でJAF単独で交通安全の推進を行っていてもなかなか浸透していないというところで、本日もこの会議に出席いただいております新潟交通様と、本日は欠席となっておりますが新潟大学様やFM新潟様と一緒に交通安全活動をさせていただいております。

なかなか横での連携も難しいとは思いますが、ぜひJAFと一緒に交通安全活動を実施したいという企業団体様がおりましたら、一緒に活動をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

□ **にいがた被害者支援センター 支援局次長 小林 ひとみ 委員**

私どもは公安委員会指定の犯罪被害者等早期援助団体のにいがた被害者支援センターと申します。

交通事故に遭われた被害者の方やご遺族の方、または、殺人事件や傷害を負われた被害者の方やご遺族の方の支援を行っている民間の支援団体です。

新潟市からは自助グループの助成金をいただきまして、自助グループ活動を年間6回開催させていただいております。

本年度も5月と6月の開催が終わりまして、次回は9月の開催を予定しているところです。

新潟市からは多大な助成をいただいております、非常に他県と比較しても自助グループの方が活発に活動しておりますので、今後ご支援をよろしくお願いいたします。

□ **新潟交通株式会社 乗合バス部長 渡辺 健 委員**

新潟交通乗合バス部の渡辺と申します。

日頃より、乗合バスのご利用、ご指導、ご支援をいただきまして誠にありがとうございます。

本日の議題の中でも特にありました高齢者というところに焦点をあててバス事業の観点からご案内をさせていただきます。

自家用車、免許返納された方を含め、高齢者の足として、いわゆる路線バスをご利用いただいている率がかなり高くなっているところです。

その中で、バス車内での転倒事故が非常に多くなってきております。

降りるバス停のかなり前から降りる準備をされていること多く、どうしてもバスもあれだけの車体ですので、バス停で停止する際には、揺り返しなどで揺れることがあり、それで転倒事故が発生している状況です。

当然バス車内の事故で車両が動いている時のことでバス運転手の責任ということにもなりますので、全国バス協会の中でも今月7月については、車内事故防止キャンペーンを実施しているところです。

バス利用者の方に対して、バスが完全に停止してからゆっくりと降りていただくということの広報啓発を実施しております。特に新潟駅と万代周辺に多くの利用者様がおりますので、バス停等で会社の安全統括管理者等の役員、労働組合でティッシュ配り等を行っており、意識醸成に目下のところ取り組んでいる最中であるということを紹介させていただきます。

□ **議長（市民生活部 部長 斉藤 淑子）**

7号委員、特別委員の皆様、貴重なご意見を賜りありがとうございました。交通安全施策を推進する際の参考にさせていただきます。

それでは次第「3 報告・意見交換」を終了します。

4 その他

□ **議長（市民生活部 部長 斉藤 淑子）**

次第「4 その他」に進みます。

これまでの会議全体を通して、ご質問・ご意見ありましたら、ぜひお願いいたします。

ご質問等はないようでしたら、以上で本日の会議は終了いたします。

スムーズな進行にご協力を賜りまして誠にありがとうございました。

市内では、今年に入って1名の尊い命が失われております、本市では次の交通死亡事故を1件も起こさないという意識のもと、今後も各種政策活動を実施してまいりますので、今後も皆様のそれぞれのお立場でご支援、ご協力を賜りたく、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは進行を事務局にお返しいたします。

	5 閉会 □ 事務局（市民生活課 安心・安全推進室 室長 吉井 崇） 皆さま、大変有意義な会議をありがとうございました。 以上をもちまして、令和7年度第1回新潟市交通安全対策会議を閉会いたします。 本日はありがとうございました。
報道機関	新潟日報社 記者 佐藤 薫
傍聴者	なし